

決算特別委員会 厚生分科会 分科会長報告

当分科会に委嘱になりました認定7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成29年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、

はじめに、2款 総務費 では、「証明書等のコンビニ交付について、去年の10月から今年の3月までで277件の実績だが、スタート時期としての評価はどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「スタートしたからには多くの方に使っていただきたいが、やはり窓口に行ける場合は窓口で取ったほうが楽だという高齢者も多いということもあった。もちろんこの実績では満足はしていない。例えば郵送請求で自分の戸籍などを取られる方にはコンビニも使えますというようなチラシを同封するなど地道に周知を進めている」との答弁がありました。

次に、3款 民生費 では、「緊急通報システムや、ふれあい安心電話について、現状では音声の通話などしかできないが、うまく組み合わせることによって災害時の通報や遠隔医療システムなども含めてトータルでシステムを組めると思う。この手のシステムはものすごく進歩しているので防災機能も含めて進めていけると思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「スマートフォンの時代になり、先進的なシステムを導入している自治体もあることは承知している。ただ緊急通報システムの対象者は相当高齢の方であり操作に不安がある。将来的にはそういうシステムを検討していく時期がくるとは思っているが、今のところ現に緊急通報システムを使っている方々がいらっしゃる。しかも横手市内には2つの方式があり、これについて将来展望をどうするかということと併せて防災機能のあり方を検討していかなければならないと思っている」との答弁がありました。

また、「日常生活支援事業の雪下ろし・雪寄せ支援で、去年のように11

月から降り出した場合、委託期間を延ばしたり市からの委託料を増やしたりするなど、今後やっていく考えはあるか」との質疑に対し、当局より、「12月20日から2月末までの委託契約という形をとっている。それ以前に降った場合は、自己負担にはなるが直接業者をお願いしていただく形をとっている。また回数には上限があり、その上限を超えた分については委託業者が対応できる範囲でやっていただいているところだ。今後年間の積雪量が増加した場合については検討の余地があるかもしれないが、まずは様子を見ていきたいと思う」との答弁がありました。

また、「学童保育の支援員について、国では1施設を複数人で対応しなければならない決まりがあるが、勤務時間が短いため、それだけでは生計を立てるのは難しく慢性的に足りない状況があると聞く。どれだけ足りなくて、平成29年度はそこをどう克服して乗り越えたのか」との質疑に対し、当局より、「募集を出すだけでなく、直接市の担当者がハローワークに行って、どういった職種なのかという説明会も開催して詳しく説明している。しかし働く時間帯が夕方、夏休みは一日いっぱいといった勤務時間のこともあり応募は少ないのが現状である。その都度入っていただく短時間雇用制を導入して対応している」との答弁がありました。

また、「大雨による浸水被害時の災害見舞金の規定について、比較的新しい建築物に関しては例えば床暖や高気密の建物などがあり、床上・床下浸水関係なく、床を剥がして下の土砂を出さなければならないなどの事例が出始めている。規定を見直さなければならない時期ではないかと思うがいかがか」との質疑に対し、当局より、「災害見舞金は被災された方に対し、心情を慰めることが趣旨となっており、昨年度の大雨については、消毒にかかる支援や、洗浄のための水道料の減免等床下浸水であっても、それぞれの担当部局で支援を実施している。見舞金に関してもそれらと合わせトータルで見直す必要があると考えている。今後検討していきたい」との答弁がありました。

また、「自立支援事業について、幼児期から就学期において、子育てと教育の分野が部局横断で連携して、学力一辺倒にならずに人間の将来そのものを意識した施策展開をしていただきたい」との意見がありました。

このほか、「戦没者追悼式のあり方や今後の開催方法の方向性」「ケースワーカーの人数や勤務状況」についての質疑がありました。

次に、4款 衛生費 では、「墓園整備費について、合葬墓に対する市の考え方はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「家族形態の多様化により全国的な問題だと考えている。市として合葬墓の必要性も感じているが、まずは市民ニーズを探る必要がある。無縁化している墓地も見受けられており、今後の状況と合わせながら墓園整備計画の見直しの中で判断していかなければならない」との答弁がありました。

また、「健康の駅トレーニングセンターの健康運動指導士や運動実践指導士の人員は足りているのか」との質疑に対し、当局より、「現在産休・育休を取得する職員が多い状態になっているが、資格のある方が少なく産休代替えを募集しても応募がない状況である。雇用年限や月給制ではないという事などの待遇面が関係しているものと思われる。今後、利用者の拡大や介護予防につなげていくためには待遇面を考慮していく時期に来ていると考えている」との答弁がありました。

このほか、「健康の駅の事業評価の方法」「乳幼児保健事業における児童虐待防止のための各機関との連携」「生ごみ対策と大雄堆肥センターの事業の在り方」などについての質疑がありました。

討論では、立身万千子 委員より賛成の立場で、「皆さんがずっとやってこられた事は生活と福祉に直結することそのものだ。国は福祉予算などをどんどん削っているという事は皆さんご存知のことと思うが、その中で相当な工夫をされて暮らしに直面している市民の課題を取り上げてやってこられた事は評価すべきだと思う。以上のことから私は認定に賛成である」との討論がありました。

本決算について起立採決の結果、起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「国保税の滞納により短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付に至る前に収納課で連絡を取り合って相談に応じるという事はやっているのか」との質疑に対し、当局より、「それぞれの地域局の税担当が相談に応じ、さまざまな家庭の事情を把握して、ポイント表を作成しこれに基づいて短期被保険者証あるいは被保険者資格証明書の交付を判定している。ポイント表の対象者は、他の市税等の滞納もある場合が多いので、それらの解消のために分納誓約を提出いただくなど、納付に向けた声かけをしている」との答弁がありました。

このほか、「事業主体が平成 30 年度から県に変わったことに伴う事務の違い」や「葬祭費支給件数が大きく減った理由」などについての質疑がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 3 号 平成 29 年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「督促手数料から見て滞納者が多くいると思うがどのように分析しているか」との質疑に対し、当局より、「平成 29 年度は後期高齢者の保険料で 1,837 件の督促状を発送している。過去を見てもおおむね 1,800 件前後で推移しており、ある一定の方が毎年のように納期を過ぎてしまうというのが実態と考えている。督促が出た後は問い合わせが多くあるが、納付に行きづらいというような方に関しては徴収員を派遣して納付していただいたり、家族の協力をいただくように念押ししてお願いしたりしている」との答弁がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 4 号 平成 29 年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算

の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い要介護・要支援認定に加え基本チェックリストを活用する流れができたが、横手市としてはチェックリストというものに対してどういう位置づけをしているのか」との質疑に対し、当局より、「対象者に関しては基本的に要支援者とほぼ同等な方と認識している。主に訪問介護、通所介護の事業を利用する際だが、認定を受けなくてもすぐにサービスを利用できる。市としては事業対象であるとなればチェックリストに移行できる人は移行してもらった方が良いと考えている」との答弁がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号 平成29年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「職員が不足していると聞いていたが、平成29年度の状況はどうか。また、それをどう克服しつつあるのか」との質疑に対し、当局より、「白寿園においては相変わらず少ない状況が続いている。平成29年度は4名ほど足りなかったが、短期入所を圧縮して一般棟の方に力点を置いた。利用率は上がっており、歳入の方も前年比では6%上がっている状況だ。老健おおもりは入居者の日常生活動作能力の低下に伴い介護が困難になってきていることから臨時の職員を募集した。勤務時間を工夫することで平成28年度から3名を採用できた」との答弁がありました。

このほか、「職員の確保について、職員の処遇と施設経営とのバランスを取りながらトータルで取り組んでいくべきだ」との意見がありました。

本決算について、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成29年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「平成29年

度は指定管理に移行する準備という特殊な事情があった。平成 29 年度決算を元にして、問題点の洗い出しなどを行って 30 年度に移行しているか」との質疑に対し、当局より、「平成 29 年度まで実施した事業については、継続することを条件として指定管理をお願いしており、基本的には同じ内容でサービスが提供されると考えている。ただスノーポール等については販売先の確保が必要となる。現状で最も取り引きがあるのは横手市、秋田県であり、それ以外の新たな顧客の獲得については民間法人としての営業努力を期待している」との答弁がありました。

本決算について、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第 20 号 平成 29 年度横手市病院事業会計決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、

「医療従事者の確保について平成 29 年度はどのように手立てをしたのか」との質疑に対し、当局より、「横手病院は秋田大学との連携が大きなウェイトを占めており、院長が直接赴いてお願いしている。異動状況を鑑みていただき医師派遣をしてもらっている状況だ。また県や東京、岩手などで 5～6 年生の医学生を集めて病院の説明会を開催し臨床研修医の獲得にも力を入れている。大森病院は県から自治医科大学の義務年限のある医師等の派遣を受けているが、この派遣の医師が平成 29 年度は 1 名減になり、臨時的な医師として秋田大学あるいは平鹿病院などから外来担当を中心に補てんしてもらった」との答弁がありました。

また、「人間ドックの実績をどう分析しているか」との質疑に対し、当局より、「大森病院、横手病院ともに宿泊、日帰りとも受け入れできる範囲では上限いっぱいといった状況である。収益の面ではオプションの種類を豊富にしていくという手法があるが、それをやるためには医師、看護師、スタッフの受入可能人数もあるので、いっぱいになればそれ以上は無理という状況にある」との答弁がありました。

また、「医師をはじめ医療従事者というのは相当な激務であると認識し

ているが現状はどうなっているか。人材確保にも関係するがこのことをどう考えているか」との質疑に対し、当局より、「医師の働き方改革は国を挙げて大きな問題として取り上げられているが、例えば当直をした次の日すぐ休めるかという、それは不可能な話であり、日本中でそれをどう扱うかという議論をしている最中である。働き過ぎで疲れないように、病気にならないようにと配慮をしているが、やはり絶対数が無いと悪循環になり得る。現在、医師の負担軽減ということで、医師の指示を受けて処方箋等を作成する事務職員を配置したり、手術前日の勤務スケジュール調整や、臨床研修医に関しては当直の翌日は半日勤務の体制としている。このように様々な配慮のもとに人材確保に努めていることをご理解いただきたい」との答弁がありました。

また、「院内保育所をはじめとした子育て世代の看護師等の労働環境改善や再雇用により、長い間働ける職場環境づくりに努めてほしい」との意見がありました。

このほか、「退職金管理団体への納付金の仕組みと5年間の軽減措置について」「未収金の状況について」などの質疑がありました。

討論では、立身万千子 委員より賛成の立場で、「全国的に医業と介護を一体化しようという地域医療構想がどんどん進んで、医療の枠がどんどん狭められている中で、市民のために頑張っているという事をまずは評価したい。どうにかしてそれを無理せず、働いている人が満足し市民が満足できる医療を行っていただきたいという願いを込めて賛成する」との討論がありました。

本決算について起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。